

## 確認検査業務に関わる押印の廃止について

書類名	廃止となる印
構造計算安全証明書	無し。（押印・割印とも必要。）
確認申請書（建築物）	申請者印・設計者印
計画変更確認申請書（建築物）	
確認申請書（昇降機）	申請者印
計画変更確認申請書（昇降機）	
確認申請書（工作物）	申請者印
計画変更確認申請書（工作物）	
上記申請の添付図書及び書類	設計者印
軽微な変更の説明書	無し。（届出者印、必要。）
取下届	無し。（届出者印、必要。）
取止届	
中間検査申請書	申請者印・工事監理者印
完了検査申請書	
建築工事届	除去工事施工者印
軽微な変更の説明書（省エネ）	申請者印
建築主変更届	無し。（届出者印、必要。）
工事監理者・施工者届	無し。（届出者印、必要。）

### フラット35適合証明

フラット 35 の申請に関わる押印も不要。  
 申請書の表紙が委任状を兼ねていますので、フラット 35 の申請の場合は 委任状の添付は不要です。  
 ※ 図書への押印も不要です。  
 ※ 当面の間は、旧様式を用いて申請いただくことについては支障ありません。

### 住宅性能評価・長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査・低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務・BELSに係る評価書の交付業務・性能向上計画認定の交付業務・現金取得者向け新築対象住宅証明書・建築物エネルギー消費性能判定業務・次世代住宅ポイント対象住宅証明書

委任状 のみ 押印 が必要です。

- ①申請の添付図書・書類の設計者印は廃止となりますが設計者氏名の記載は必要です。
- ②特定行政庁が指定する書類については引き続き押印する場合があります。
- ③委任状については、委任者、受託者が双方で了承が得られた場合は、押印を省略しても差し支えありません。
- ④住宅支援機構 適合証明業務関係書類については、押印不要です。